

児 童 扶 養 手 当
特 別 児 童 扶 養 手 当

市町村受付 令和 年 月 日
市町村受付 第 号
進 達 令和 年 月 日

☐ 額 改 定 届
☐ 資 格 喪 失 届
☐ 受 給 者 死 亡 届
☐ 未 支 払 手 当 請 求 書
☐ 転 出 届

県 受 付 第	号
---------	---

◎ 全員が記入して下さい。

受 給 者 氏 名		理 由 発 生 年 月 日	令 和 年 月 日
住 所	TEL ()	届 出 理 由 (具体的に書いて下さい。)	
受 給 者 記号・番号	沖 児 扶 特 第 号		

※住民票等異動の有無を確認(異動 有・無)
令和 年 月 日 確認者：

◎ 転出の人だけ記入して下さい。

変 更 後 の 住 所	転出(予定)年月日
-------------	-----------

◎ 額改定の人だけ記入して下さい。

変更になった児童氏名				
------------	--	--	--	--

◎ 未支払手当請求の人だけ記入して下さい。

請求者である児童氏名		届 出 人 氏 名		届 出 人 と 受給者との関係			
児 童 住 所							
届 出 人 住 所							
請求者である児童 に代わって未支払 手当を受け取る人 がある場合	フリガナ 受取人氏名				印	続 柄	
	受取人住 所						
	支 払 希 望	金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号	沖 特	ゆうちょ銀行通帳記号・番号
				普通・当座			

※沖特でゆうちょ銀行利用者はゆうちょ銀行通帳記号・番号を記入して下さい。

備 考		上記のとおり届け出(請求)します。 令和 年 月 日 氏名 沖 縄 県 知 事 殿

証 書 添 付	① 有 ② 無 [その理由 イ.支給停止 ロ.その他()]
---------	--------------------------------

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。字は楷書ではっきり書いて下さい。

次に掲げるところにより該当する文字を記入して下さい。

なお、ロ、ル又はワを○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、ロに掲げるところにより、(イ)から(ネ)までの文字をカッコ内に記入して下さい。また、ヲを○で囲んだ場合は、その遺族補償の種類を、ヲに掲げるところにより、(1)から(8)までの数字でカッコ内に記入して下さい。

イ 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。

ロ 手当を受けている人が次の(イ)から(ネ)までのどれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。

(イ) 国民年金(老齢福祉年金除く。)

(ロ) 厚生年金保険の年金

(ハ) 船員保険の年金

(ニ) 恩 給

(ホ) 国家公務員共済組合の年金

(ヘ) 条例による地方公務員の年金

(ト) 地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金

(チ) 日本私立学校振興・共済事業団の年金

(リ) 公共企業体職員等共済組合の年金

(ヌ) 農林漁業団体職員共済組合の年金

(ル) 国会議員互助年金

(ヲ) 日本製八幡共済組合の年金

(ワ) 執行官の恩給

(カ) 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金

(ヨ) 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金

(タ) 未帰還者の留守家族手当又は特別手当

(レ) 労働者災害補償保険の年金

(ソ) 国家公務員災害補償制度の年金

(ツ) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金

(ネ) 地方公務員災害補償制度の年金

ハ 児童が手当を受けている母に監護されなくなった。

ニ 児童が手当を受けている母以外の人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなった。

ホ 児童が死亡した。

ヘ 児童が日本国内に住所を有しなくなった。

ト 18歳に達した日の属する年度が終了した。

チ 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であって児童扶養手当法施行令(以下「令」といいます。)別表第1に定める程度の障害にあったものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。

リ 児童が父(母が児童を懐胎した当時婚

姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。以下同様です。)と生計を同じくするようになった。

ヌ 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。)して、児童が母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)に養育されるようになった。

ル 児童が父又は母の死亡によって支給されるロの(イ)から(ネ)までのどれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。

ヲ 児童又は手当を受けている人が、児童の父又は母の死亡によって支給される次の(1)から(8)までのどれかに該当する遺族補償を受けることができるようになった。

(1) 労働基準法による遺族補償

(2) 国会議員法による災害補償

(3) 船員法による遺族手当

(4) 災害救助法による遺族扶助金

(5) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償

(6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付

(7) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族補償

(8) 証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付

ワ 父に支給されるロの(イ)から(ネ)までのどれかに該当する公的年金の額の加算の対象となった。

カ 次の(イ)から(ホ)のどれかに該当する場合

(イ) 父が令別表第2に定める程度の障害の状態でなくなった。

(ロ) 生死不明であった父が生存していることが明らかになった。

(ハ) 遺棄している児童の父親から電話や手紙等の連絡があった。

(ニ) 父又は母の拘禁が終了した。

(ホ) 未婚の母の児童が父に認知された。

ヨ その他(辞退等)